

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月30日
【会社名】	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sompo Japan Nipponkoa Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03(3349)3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務部課長 大木 茂幹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03(3349)3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務部課長 大木 茂幹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2016年6月27日開催の当社第6回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2016年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金40円
総額	16,166,500,560円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第1条(商号)を変更し、2016年10月1日より当社の商号を「SOMPOホールディングス株式会社」とするものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、櫻田謙悟、辻伸治、江原茂、伊東正仁、藤倉雅人、吉川浩一、奥村幹夫、西澤敬二、高橋薫、野原佐和子、遠藤功、村田珠美およびスコット・トレバー・デイヴィスの13氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、埴昌樹氏を選任するものであります。

第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容決定の件

取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬として、株式報酬制度「株式給付信託」を導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金処分是件	3,235,641	12,791	324	(注)1	可決 98.28
第2号議案 定款一部変更の件	3,234,951	13,488	324	(注)2	可決 98.25
第3号議案 取締役13名選任の件					
櫻田 謙悟	3,149,047	99,327	385		可決 95.64
辻 伸治	3,191,867	56,508	385		可決 96.95
江原 茂	3,192,530	55,845	385		可決 96.97
伊東 正仁	3,192,482	55,893	385		可決 96.96
藤倉 雅人	3,192,100	56,275	385		可決 96.95
吉川 浩一	3,192,144	53,524	3,092		可決 96.95
奥村 幹夫	3,195,978	49,690	3,092	(注)3	可決 97.07
西澤 敬二	3,192,438	55,937	385		可決 96.96
高橋 薫	3,192,490	55,885	385		可決 96.96
野原 佐和子	3,202,200	46,176	385		可決 97.26
遠藤 功	3,204,353	44,023	385		可決 97.32
村田 珠美	3,206,453	41,923	385		可決 97.39
スコット・トレバー・デイヴィス	3,206,466	41,910	385		可決 97.39
第4号議案 監査役1名選任の件	3,213,168	35,273	324	(注)3	可決 97.59
第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容決定の件	3,201,461	47,156	144	(注)1	可決 97.24

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 議決権を行使することができる株主の議決権の総数は4,027,630個であります。

5. 賛成率の算定にあたっては、株主総会前営業日までに事前行使された議決権数と株主総会当日出席者の議決権数の合計を分母としています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会において行使された議決権のうち、前営業日までの事前行使分および当日出席の株主による行

使分の中で各議案に対する賛否が確認できたものを合計したことにより、いずれの議案についても可決要件が満たされ、会社法上適法に各議案が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上